

コラム:元書記官の独り言～「別除権」と「更生担保権」という用語のはなし～

私は、当事務所にて事務職員として勤務していますが、前職は大阪地方裁判所の裁判所書記官として、裁判所での倒産事務に携わっておりました。現在も当事務所の倒産事件につき弁護士をサポートしていますので、元書記官の視点から、今回は「別除権」と「更生担保権」という倒産手続上の担保権に関する用語についてお話いたします。

破産手続や再生手続においては、特別の先取特権、質権、抵当権または商事留置権等の担保権は、倒産手続によらないで権利を行使できるとされており、この権利のことを「別除権」と定義しています(破産法2条9項、同65条1項、民事再生法53条)。つまり、「別除権」とは、これら担保権が本来有する権能、ほぼ担保権そのもののことを指しているといえます。

ところが、裁判所や弁護士が「別除権」という用語を用いる場合は、かならずしも「担保権」の意味だけにとどまらず、「別除権付き(破産または再生)債権」の趣旨で用いることも多く、実務上はある程度定着した表現となっています。

よって、裁判所や弁護士とやり取りをする中で、「別除権」という用語が用いられている場合は、「別除権付き(破産または再生)債権」の趣旨で用いられている可能性も念頭に置いておくと、すっきりとした理解につながる場合が多いと思われます。

一方、「別除権」と並んで倒産手続上の担保権に関する用語としてよく知られているのが「更生担保権」という用語です(会社更生法2条10項)。

「更生担保権」は、誤解されやすいのですが、「別除権」と違って、担保権の本来の機能や担保権そのものを指す用語ではありません。会社更生法2条10項には「…「更生担保権」とは…担保権の被担保債権…のうち…更生手続開始の時ににおける時価である…当該担保権によって担保された範囲のものをいう。…」と定義されており、「更生担保権」とは、「担保権」ではなく、担保評価額の範囲内にある「被担保債権」を指していることが分かります(ちなみに、担保評価額範囲外の被担保債権は、担保権のない債権と同じ「更生債権」となります)。つまり、「更生担保権」とは、「担保権」という名称でありながら、「債権」(担保権の被担保債権)を指す用語なのです。

実務において「別除権」という用語が「別除権付き債権」の趣旨でしばしば用いられるのは、このように「更生担保権」が「担保権の被担保債権」を指すことを「別除権」にも応用し、実務的に工夫した表現といえるかもしれません。

とはいえ、用語の定義に違いがあるのにも理由があります。更生手続は、担保権といえども倒産手続によらないで権利を行使することが基本的に許されない仕組みになっているなど、破産手続や再生手続とは手続構造に大きな違いがあります。そもそも、この手続構造の違いが、担保権に関する用語の定義の違いになって表れているわけですので、用語の違いの前提理解として、この点は十分踏まえておく必要があります。

(弁護士法人大江橋法律事務所職員・元裁判所書記官)

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】